

令和6年度第2回大分県総合教育会議次第

令和6年10月25日（金）

16：00～17：00

県庁舎本館4階第一応接室

1 開会

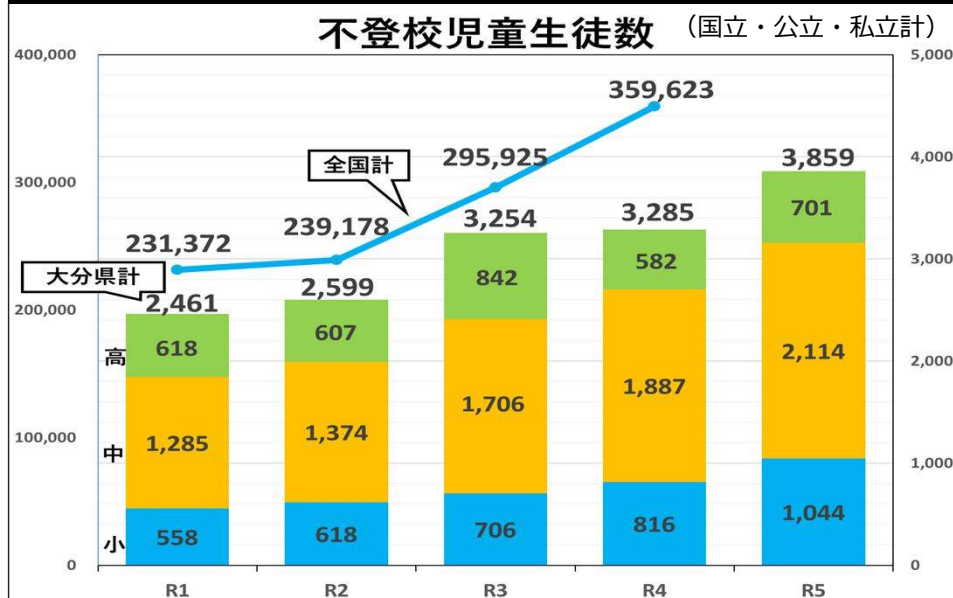
2 あいさつ

3 議題

(1) フリースクールとの連携強化による不登校児童生徒支援施策
の充実について

4 閉会

1. 不登校児童生徒数の推移



2. 主な不登校施策

- ①人間関係づくりプログラム※を全公立小・中・高で実施 (R3～)
※児童生徒同士の良い人間関係を築くため、自己理解・他者理解等を深める全員参加型の体験的プログラム
- ②1人1台端末を活用した心の健康観察 (R6)
小中: デイケン (日々の体調や気分等の変化を追跡)
高校: RAMPS (自殺リスクや精神不調等を発見)
- ③教育相談体制 (SC・SSWの活用) の充実
SC H22: 79名→R4以降: 104名
SSW H27: 9名→R6: 90名
- ④校内教育支援ルームの設置拡充 (R3: 14ルーム→R6: 48ルーム)
登校支援員 (教員OB等) を配置し、登校はできるものの教室に入れない児童生徒の相談や学習支援を行う。
- ⑤補充学習教室 (H29: 1カ所→R2以降: 6カ所)
補助学習支援員 (心理系大学生等) が、自主学習をサポート
- ⑥ICT家庭学習支援 (R2: 30名→R6: 120名)
オンライン学習支援システムを活用して学習する際に家庭学習支援員 (教員OB) が支援

国の不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的支援により質の担保された教育機関。
- ・学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在する。
- ・児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、フリースクール、夜間中学での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクールなどの民間施設等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

3. 子どもの居場所の確保

(1) 校内教育支援ルーム (公費措置)

- ・「登校支援員 (教員OB等)」を配置し、登校はできるものの教室に入れない児童生徒の相談や学習支援を行う。

(2) 教育支援センター (公費措置)

- ・不登校児童生徒が通い、学習や体験活動、相談を行う。
- ・県内18センター (県及び全市町が設置)

(3) 学びの多様な学校

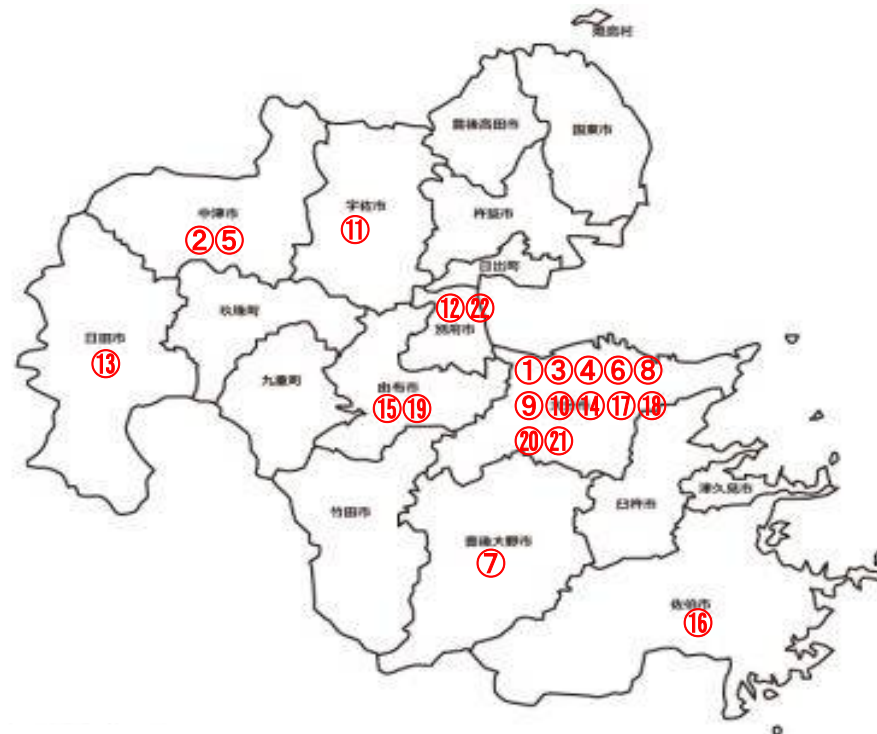
- ・令和6年4月1日時点で全国35校 (21校が市・区・町立、14校が私立)
- ・県内は玖珠町に令和6年4月開校。公立の小中一貫校としては九州・沖縄で初
- ・2学期開始時点で小学生5名、中学生17名の計22名が通学
- ・県教委は、教育課程編成への助言や教職員配置で支援

(4) フリースクール (民間経営)

- ・民間において自主的に設置・運営されている。県内22施設
- ・不登校児童生徒に対し、学習や体験活動、相談を行う。

4. 県内のフリースクール

開設年・教室名		開設年・教室名	
①	H24 ハートフルウェーブ	⑫	R2 みんなの教室
②	H25 かたつむり学舎	⑬	R2 フリースクールあさひ
③	H26 あすらん	⑭	R2 フューチャー・Cプロジェクト
④	H27 こころ応援塾	⑮	R3 アーススクール楓のもり
⑤	H29 フリースペースまど	⑯	R3 未来学園(佐伯校)
⑥	H29 志塾フリースクール大分	⑰	R3 理科フリースクール マム
⑦	R1 ここのね自由な学校	⑱	R3 ハピネス塾
⑧	R1 未来学園	⑲	R4 シャロム国際自由学校
⑨	R1 みんなの学校	⑳	R4 1maru
⑩	R1 トライ式高等学院	㉑	R4 わくわくフリースクール大分
⑪	R2 おおいたうさフリースクール夢の星	㉒	R4 別府フリースクールうかりゆハウス



県内のフリースクールの利用状況等〈R6.8調査〉

- ・登録児童生徒数 小63人、中61人 計124人
- ・入会金平均額 17,648円
- ・月謝平均額 32,686円

- ・運営主体の種類：塾経営、通信制高校併設、学校法人等
- ・活動及び支援内容：学習支援、自然体験・社会体験活動、教育相談等
- ・活動等実施日：週3日～5日で実施
※週5日実施は8施設
- ・上記のフリースクールでの活動は全ての公立小中学校で出席扱い

5. フリースクールとの連携

(H28.12) 教育機会確保法施行 → (H30) フリースクールガイドライン作成 → (R2) フリースクール等連絡協議会を設置

(R4) SC・SSWをフリースクールに派遣 → (R5) 全てのフリースクールを訪問・調査 → (R6) オンライン学習支援教材のIDを付与
→ スタッフの人材育成のため、研修を実施

6. 経済的支援に係る他県状況

	条件・基準等	対象経費	都道府県名
フリースクール利用者への支援	所得制限あり (経済的困窮世帯)	授業料、活動費等	茨城、栃木、三重
		通学費	愛媛、沖縄
	所得制限なし	授業料、活動費等	東京、富山、鳥取
フリースクール運営費の支援	条件・基準等	対象経費	都道府県名
	教育委員会との連携、 開所日数等の要件あり	人件費、活動費等	茨城、群馬、東京、 長野、静岡、京都、 鳥取、愛媛、福岡

※茨城、東京、鳥取、愛媛は利用者支援及び運営費支援の両方を実施

7. 県議会での質問内容

【令和6年第2回定例会】澤田友広議員

・私は経済的な問題でフリースクールに通いたいに通えない世帯に対して、支援が早急に必要ではないかと考えております。折しも日田市が利用負担の支援を開始し、別府市でも同様の支援を行うとの報道があったことから、県においても利用負担の軽減に向けた支援の検討をお願いしたいと思います。

【令和6年第3回定例会】成迫健児議員

・県でもフリースクール等へ通う世帯に対し、このような実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、経済的な面も含めた支援の実施について検討してはどうかと考えます。

8. 経済的支援に係る県内の状況

(別府市)

- ・市内に住所を有している小・中学校の児童生徒が、フリースクールを利用した際の利用料の3/4(月3万円を上限)を保護者に補助
※生活保護又は就学援助受給者は全額補助
- ・法人が経営、1年以上の活動実績、原則週1回以上の開所及び学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れ、相談業務を提供できる人員の配置、不登校児童生徒の在籍学校との連携などの基準を全て満たしているフリースクールに通う児童生徒が対象

(日田市)

- ・日田市立の小・中学校に在籍し、市内に住所を有している児童生徒が、フリースクールの利用した際の利用料の1/2(月1万円を上限)を保護者に補助
※生活保護受給者は全額補助
- ・1年以上の活動実績、原則週1回以上の通所利用及び学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れ、フリースクールでの活動を学校長が出席扱いとした実績、在籍学校との連携などの基準を全て満たしているフリースクールに通う児童生徒が対象

9. 国の状況

【第213回国会 衆議院 文部科学委員会(令和6年3月13日)】

矢野和彦文部科学省初等中等教育局長

- ・フリースクールについては、法的規制や行政上の指導監督に服することなく、自由に設置、運営されているものでございますので、フリースクールに対する直接支援をすることは困難でございます。

【第213回国会 参議院 本会議(令和6年6月21日)】

盛山正人文部科学大臣

- ・不登校児童生徒への支援については、まずは公の機関である教育委員会が主体となり、学校内外の学習の場を整備することが重要と考えていますが、子供の状況によっては、フリースクール等の民間団体と連携しながら相談・支援体制の強化等を図っていくことが必要となります。
- ・フリースクール等に子供を通わせる世帯への経済的負担については、現在、困窮家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究を実施しているところです。引き続き、この調査研究等を通じて、経済的支援が不登校児童生徒の社会的自立に与える影響、効果等の検証を進めてまいります。